

障害者差別の解消に向けて

香川県障害福祉課

障害を理由とする差別の解消の推進に
関する法律（略称：障害者差別解消法）

- ▶ 施行：平成 28 年 4 月 1 日
- ▶ 目的：
障害を理由とする差別の解消を推進し、
もって全ての国民が、
障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の
実現

2

障害者差別解消法

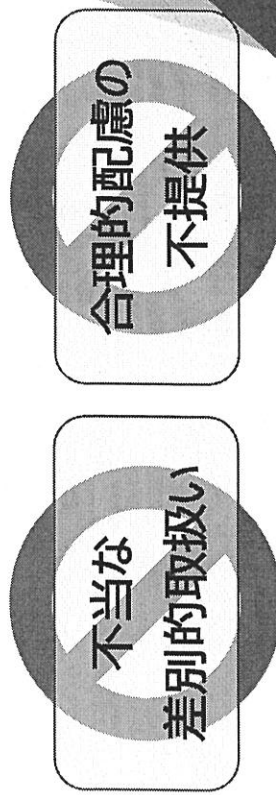
- ▶ 対象となる障害者
 - ▶ 身体障害のある人
 - ▶ 知的障害のある人
 - ▶ 精神障害（発達障害を含む）のある人
 - ▶ その他心身の機能の障害がある人
- ▶ 上記の人で継続的に日常生活に相当な制限を
受けている人

障害者手帳の所持者に限らない

3

障害者差別解消法

- ▶ **【障害を理由とする差別】を禁止するもの**
- ▶ 障害を理由とする差別とは
障害があることのみを理由として



4

障害者差別解消法

- ▶ 障害を理由とする差別を禁止するもの

	行政機関	民間事業者
不当な差別的取扱いの禁止	法で禁止	法で禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務 ※法的義務

※障害者差別解消法の一部を改正する法律（改正法）
（令和3年5月28日成立・6月4日公布）
：施行日は、公布の日から3年を超えない範囲で政令で定める日）

5

禁止している不当な差別的取扱い

- ▶ 差別的取扱い ▶ 法が禁止しているのは
 - ・その取扱いをすることの判断理由が **障害があるということのみ** であって
 - ・**条件を付ける**
 - ・障害のない人と異なる取扱いをすることに **正当な理由がない** 場合
- ・拒否する
- ・制限する

6

求められる合理的配慮の提供

- ▶ 配慮が求められるのは
障害のある人から、バリアの除去を求める **意思表示** があったとき
- ▶ 提供すべき配慮は
過重な負担とならない範囲 での対応
(できる範囲で行う対応)

7

建設的な対話をする事

- ▶ 代替措置を提案することなど問題の解決には、互いの **歩み寄り** が必要となる場合が多い。
- ▶ 配慮を求めめる障害者、配慮を求められる側それぞれに理由や事情がある。



だからこそ建設的対話が必要！
相互理解に努めることが必要！

8

障害者の生活のしづらさ

- ▶ 障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁（バリア）となるもの

社会的障壁

事物
施設・設備

制度
ルール等

慣行
慣習など

観念
偏見など

9

条例をつくらう！

- ▶ 基本的な考え方

社会全体で

障害等への
理解の促進

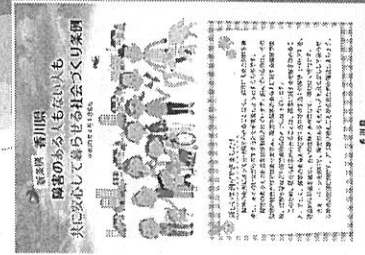
相互理解
(建設的対話)

10

条例の名称

香川県障害のある人もない人も
共に安心して暮らせる社会づくり条例

- ▶ 目指すべき社会を表したもの
- ▶ ……ちよつと長いんじゃない？



11

香川県障害のある人もない人も
共に安心して暮らせる社会づくり条例

- ▶ 障害者差別の解消
- ▶ 共生社会の実現

12